

## Member Circular No. 4/2021

2021年6月

**電子（ペーパーレス）商取引システム essDOCSの最新利用規約**

こちらは、英文記事「[Paperless Electronic Trading Systems - Update to essDOCS Terms and Conditions](#)」（2021年6月）の和訳です。

**DSUA v. 2013.1（以前より承認を受けているバージョン）**

2013年1月の[Member Circular No. 1/2013](#)でご案内の通り、国際P&Iグループ（IG）は以前から Electronic Shipping Solutions（ESS）の電子商取引システムDSUA 2013.1を承認しております。

**DSUA 2021.1 -（今回承認を受けたバージョン）**

IGは今回、essDOCSの電子商取引システムの最新バージョン（DSUA 2021.1）を承認しました。これは以前のバージョン（DSUA 2013.1）に代わるものですが、DSUA 2013.1も引き続きてん補対象となります。DSUA 2021.1は2021年7月1日から有効となります。

**DSUA 2021.1における変更点**

DSUA 2013.1 から DSUA 2021.1 への変更点は下記のとおりです。

1. ESS-Databridge Exchange Limited から essDOCS への商号の変更
2. DSUA Terms & Conditions の Paragraph 4.12 に関して：適用されるデータ保護法の更新
3. DSUA Terms & Conditions の Paragraph 8 に関して：シンガポール法の最近の修正事項（特に 2021 年 3 月 19 日に施行され、シンガポール法の下で電子船荷証券を認める Singapore Electronic Transactions (Amendment) Act）を含むよう拡張
4. DSUA Terms & Conditions の Paragraph 17 に関して：裁判管轄の選択肢としてシンガポールを追加

なお、積荷の運送に関してルールでてん補対象外とされてきた事項は、当然ながら、すべての承認済み電子商取引システムにおいても、紙の船荷証券の場合と同様に引き続きてん補対象外となります。これらてん補対象外の例としては、a) 運送契約に定められた港または場所以外の港または場所での荷揚げ、b) 日付を繰り上げたもしくは繰り下げた電子文書／記録の発行・作成、c) 流通電子文書／記録の提示なしでの積荷の引き渡し（承認済み電子商取引システムの場合、当該商取引システムの規約に準拠していない積荷の引き渡しを意味）で生じる責任が挙げられます。

IGに加入するすべてのクラブが同様のサーキュラーを発行しています。

上記に関するご質問については、Gard UKの [Helenka Leary](#) が担当窓口となりますが、[ガードジャパン株式会社](#)までお問い合わせいただいても結構です。

## GARD AS



**Rolf Thore Roppestad**

CEO（最高経営責任者）

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gardは本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。